

福岡空港の使用等に関する覚書

昭和47年3月31日

防衛庁経理局長

防衛施設庁次長

運輸省航空局長

第12回日米安全保障協議委員会(昭和45年12月21日)の合意に基づき、運輸大臣が設営、管理することとなる板付飛行場における土地、建物等施設の使用等に関し、防衛庁、防衛施設庁及び運輸省は、下記のとおり了解する。

記

1. 飛行場の範囲のうち別図A地区及びD地区は防衛庁が当面使用する区域とし、B地区は防衛施設庁が米軍に提供する区域とする。
2. 防衛庁は運輸省の策定する福岡空港整備計画の実施に支障をきたさないよう速やかに予算要求を行ない、これが措置された後、A地区及びD地区からC地区へ移転するものとする。

なお、C地区の滑走路に面する境界線については、空港整備計画に基づく平行誘導路の設置が確定した時点において改めて協議して定めるものとする。

3. 運輸省は、空港整備計画に基づき工事を実施していく場合には、当該工事の実施年度の前年度当初までにその内容を防衛庁に通知するものとし、防衛庁は運輸省と協議のうえ、当該工事の実施に支障を生じないよう措置するものとする。

4. A地区、B地区、C地区及びD地区を除く地域の土地及びその上に存する建物（クラッシュバリアー式及び現地協定により定めるものを除く全ての工作物を含む。）は運輸省が所轄するものとする。

5. A地区、B地区及びD地区内の土地並びにその上に存する建物、工作物等については、それぞれ防衛庁の使用及び米軍への提供を廃止した時点以降は運輸省が所管するものとする。

ただし、その時点において現に自衛隊の使用に係る電柱、地下埋設物等の工作物については、別途協議のうえ措置するものとする。

6. C地区内の土地及びその上に存する建物は当該財産を防衛庁が使用するまでの間、運輸省が大蔵省から一時使用承認を受けるものとする。

7. 防衛施設庁は別図A地区、B地区及びD地区を含む赤線をもって囲む区域におけるそれぞれの民有地に係る借料について防衛庁が使用する間及び米軍に提供する間負担するものとし、C地区に係る借料は、昭和47年度は運輸省が負担し、それ以降は別途協議して定めるものとする。

8. 福岡空港に係る航空機騒音対策については、運輸省において実施するものとする。

9. 飛行場周辺の防衛施設庁所管財産であって飛行場関連財産は、運輸省の所管とするものとする。

10. 防衛庁は福岡空港西側部分の警備について別途協議するところにより、運輸省と警備業務を分担するものとする。

11. 運輸省はA地区及びD地区について防衛庁の使用に支障のないようにするものとする。

12. 防衛庁がC地区に移転する場合には、運輸省はあらかじめ飛行場の範囲から同地区を除くものとする。

- 1 3. その他施設の運営及び維持管理等の細部分については、現地協定によるものとする。

また、引継ぎに関連する経過措置についてその必要が生じた場合には、別途協議するところによる。

